

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を経営してきたが、今回、帝塚山大学大学院経済学研究科を廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1項に定める、経済学研究科を削除する。

(事由) 平成29年6月1日以降募集停止した帝塚山大学大学院経済学研究科に在籍する学生1名が令和2年3月25日付け修了となったことに伴い、在籍する学生がいなくなった同研究科を廃止するため。

2. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。(第4条第1項の経済学研究科を廃止したため)

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帝塚山大学 大 学 院 <u>(削除)</u> 人文科学研究科 心理科学研究科 経 済 学 部 経済学科 経 営 学 部 経営学科 文 学 部 日本文化学科 文化創造学科 心 理 学 部 心理学科 現代生活学部 食物栄養学科 居住空間デザイン学科 こども学科 法 学 部 法学科 経済経営学部 経済経営学科 教 育 学 部 こども教育学科</p> <p>(2) 帝塚山高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 帝塚山中学校</p> <p>(4) 帝塚山小学校</p> <p>(5) 帝塚山幼稚園</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。(第4条第1項の経済学研究科を廃止したため)</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帝塚山大学 大 学 院 経済学研究科 人文科学研究科 心理科学研究科 経 済 学 部 経済学科 経 営 学 部 経営学科 文 学 部 日本文化学科 文化創造学科 心 理 学 部 心理学科 現代生活学部 食物栄養学科 居住空間デザイン学科 こども学科 法 学 部 法学科 経済経営学部 経済経営学科 教 育 学 部 こども教育学科</p> <p>(2) 帝塚山高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 帝塚山中学校</p> <p>(4) 帝塚山小学校</p> <p>(5) 帝塚山幼稚園</p>